

【新設】（2以上の事業年度において指定事業の用に供した場合の取得価額の計算）

42の12の4-5の3 特定機械装置等に係る一の生産等設備を構成する特定機械装置等でその取得価額の合計額が60億円を超えるものを2以上の事業年度において指定事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて60億円を超えることとなる事業年度（以下「超過事業年度」という。）における措置法第42条の12の4第1項の規定による特別償却限度額又は同条第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の特定機械装置等の取得価額は、次の算式による。

（算式）

$$\left(60 \text{ 億円} - \frac{\text{超過事業年度前の各事業年度において指定事業の用に供した特定機械装置等の取得価額の合計額（注）}}{\text{超過事業年度において指定事業の用に供した個々の特定機械装置等の取得価額}} \right) \times \frac{\text{超過事業年度において指定事業の用に供した個々の特定機械装置等の取得価額}}{\text{超過事業年度において指定事業の用に供した特定機械装置等の取得価額の合計額}}$$

（注） 超過事業年度前の各事業年度において指定事業の用に供した個々の特定機械装置等については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。

【解説】

- 1 本通達では、本制度の対象となる特定機械装置等を複数取得し、その取得価額の合計額が上限を超える場合で、それぞれの特定機械装置等を複数の事業年度において指定事業の用に供するときにおける特別償却限度額及び税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額の計算方法を明らかにしている。
- 2 令和7年度の税制改正により、本制度の対象となる資産に特定機械装置等のうちその中小企業者等の特定認定に係る特定経営力向上計画に記載されたものが追加されたが（措法42の12の4①）、この新たに追加された特定機械装置等に係る特別償却限度額又は税額控除限度額の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額（以下「基準取得価額」という。）は、各特定機械装置等の取得価額の合計で60億円を頭打ちとし、一の生産等設備を構成する特定機械装置等の取得価額の合計額が60億円を超える場合には、基準取得価額は、60億円にその特定機械装置等の取得価額がその合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とされた（措法42の12の4①二）。すなわち、その60億円がいずれの特定機械装置等の取得価額から成るかについては、特定の特定機械装置等の取得価額から成るものとするのではなく、特定機械装置等の全部の取得価額の中に平均的に含まれているものとして計算することとされている。

3 ところで、一の特定経営力向上計画に従って生産等設備の整備をする場合において、特定機械装置等の取得価額の合計額が 60 億円を超え、かつ、その指定事業の用に供する時期が複数の事業年度にまたがるときの特別償却限度額又は税額控除限度額の計算については、その同一の特定経営力向上計画に基づいて取得する特定機械装置等の全部に 60 億円を配賦するという考え方、あるいは、その適用を受ける特定機械装置等の取得価額の合計額が 60 億円を超えることになった場合に、既にその適用を受けている事業年度に遡及してこれらの限度額の計算をするという考え方もある。しかしながら、これらによると計算が非常に煩雑になるため、本通達において、指定事業の用に供した特定機械装置等の取得価額が初めて 60 億円を超えることとなる事業年度で、その事業年度において指定事業の用に供した特定機械装置等について本制度の対象となる特定機械装置等の取得価額の調整計算をすることとしている。